

令和8年度 第1回 旭川方面稚内警察署協議会 議事概要

1 開催日時

令和8年6月9日（火）午後1時30分から午後3時10分までの間

2 開催場所

旭川方面稚内警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員：7名

○ 会長	田尻	隆志	リモート参加
○ 副会長	加藤	亜紀	
○ 委員	安田	利之	
○ 委員	加藤	朋	
○ 委員	佐藤	陽介	
○ 委員	高橋	愛	
○ 委員	原	志奈	

(2) 稚内警察署：8名

○ 署長	相澤	博昭
○ 副署長	船橋	哲哉
○ 警務課長	中居	誠
○ 会計課長	佐藤	磨
○ 地域課長	川村	幸輝
○ 刑事課長	大西	崇典
○ 交通課長	安富	正彦
○ 警備課長	原	誠

4 業務概況等の説明

- (1) 稚内警察署の業務推進状況
- (2) 交通警察活動について
- (3) 稚内警察署のあゆみ

5 警察活動に対する意見・要望等

- (1) 事件・事故の報道発表基準について

【質問】

事件や事故が起きた場合、警察から報道機関に対して、どのような基準で報道発表するのか。

【回答】

報道機関に対する広報は、北海道警察の訓令「北海道警察広報活動規定」を根拠に行われています。

道民に警察活動の実態を迅速かつ正確に伝えることが目的となります。

一般的に事件や事故に関する広報は

- ・ 犯罪被害者等関係者のプライバシー等の権利や利益
- ・ 公表することによって得られる社会的な利益
- ・ 公表が捜査に与える影響

などを個別の事案ごとに総合的に勘案して、その適否を決めています。

(2) 安否確認対応について

【質問】

高齢者で連絡が取れないなど安否が不明な場合、警察に通報すると対応してくれるのか。

【回答】

高齢者に限らず生命、身体に危険が迫っていると判断される事案は、警察官が自宅をはじめ関係先に臨場するなどして対象者の安否を確認しています。

(3) 自転車の交通反則通告制度について

【質問】

今年4月1日から自転車に交通反則通告制度が適用されるようになった。新制度や交通ルールの周知についてどのように取り組んでいくのか。

【回答】

自転車は、子供から高齢者まで幅広い世代で利用されており、新制度や交通ルールの周知が重要だと考えています。

これまでに高校生を対象とした自転車利用に関する交通安全教室を実施したほか春の全国交通安全運動でも啓発活動を行ってきました。

今後も各種学校での交通安全教室や関係団体への交通安全講話などを通じて新制度の周知や自転車の安全利用に関する啓発活動を進めていきます。

(4) 冬の交通安全対策について

【質問】

道路沿いの防雪柵に関して、吹雪などの視界不良を防ぐ反面、吹きだまりが生じやすい場所もあり、ハンドルを取られるのか防雪柵に衝突する交通事故も起きている。注意喚起が必要ではないか。

【回答】

ご指摘のとおり、当署管内において防雪柵に車両が衝突する事故が起きているので、冬道での安全運転について広報・啓発活動を実施していきます。

パトロールなどで吹きだまりを発見した際は、道路管理者に通報するなど交通事故防止に向けて連携を図っていきます。

(5) 農業用トラクターなどに対する交通安全指導について

【質問】

農業用トラクターなどが道路を走行する際、ブレーキランプやウインカーランプに土などが付着して視認しづらいことがあるので注意喚起が必要ではないか。

また、農地からトラクターが道路に進入する際、一時停止していても前方部分がはみ出している場合があるので危険を感じることもある。

【回答】

農業の繁忙期を迎え、農業用の車両が道路を走行する機会が増えています。パトロールなどで安全運転に支障がある車両を発見した際は、農業用の車両を問わず指導や取締りを行っていきます。また、農業に従事する方々や関係団体などに安全運転に関する周知や啓発活動を実施する予定です。

6 次回の開催予定

令和8年9月中を予定